

イスラエル内パレスチナ人 隔離・差別・民主主義

① 「ユダヤ人的かつ民主主義的国家」

シオニズム運動により、多くのパレスチナ人が土地を追われ、多くのユダヤ人がパレスチナの地に入植した。イスラエル側はこの地を祖先の地といい、イスラエルをユダヤ人の国、あるいはユダヤ人的かつ民主主義的国家であることを認めるよう、パレスチナ人に要求してきた。しかし、ユダヤ人的かつ民主主義的という国家の性格には矛盾が生じている。この自己規定を理解することが、この紛争の根源的原因の明瞭化につながると著者は説いている。

現在でもパレスチナ・イスラエル全体の人口はユダヤ人とアラブ人でほぼ同数であり、イスラエル国民の5人に1人はパレスチナ人であるにもかかわらず、イスラエルはシオニズム国家として、ユダヤ民族のための国でなくてはならないとし、世界に散在するユダヤ人を潜在的国民と規定すると同時に、イスラエルは国内に住むすべての国民のためではなく、その一部の国民のための国であると度々、公然と主張している。そのうえ、危機的状況においては自己規定の一方だけが重視されてきた。このことについて、入植の指導的人物であるノーム・アルノンは「ユダヤ的」であることは国家の本質であり、「民主主義的」であることは統治形態であるため、この間に矛盾が生じた場合には、本質が優先されることは当然であると表現している。

イスラエルは統治形態を民主主義としているが、イスラエル人教授オレン・イフタヘルたちは、イスラエルを「デモクラシー」というよりも「エスノクラシー」国家と呼んでいる。すなわち、民主主義は見せかけであり、紛争領土内での支配的民族集団の拡大と権力独占が本来の姿なのである。

② 土地体制

1947年から1949年の間に、多くのパレスチナ住民が戦乱やテロからの避難、シオニストによる追放運動によってパレスチナの地を離れ、多くの空き家がその地に残された。そこに入植してきたユダヤ人が勝手に住み着いていったため、イスラエルにとって避難民の帰還は戦争成果への脅威と見なされた。そこで、イスラエル政府は残されたパレスチナ人村を不在者財産とし、組織的破壊と法による財産収奪によって地元民帰還を阻止し、土地の略奪によって新移民のための入植地を確保した。

また、イスラエル政府は領内に残ったパレスチナ人からも、土地を奪い、追い出すための様々な策を講じた。イスラエル国民でありながら、パレスチナ人たちは内部追放されている。1951年の緊急法「安全地帯」では、避難民が残した無人村やイスラエル国民であるパレスチナ人の村を、ユダヤ人村へと転換するための経過措置として、「安全地帯」と命名し、立ち入りを禁止する法的措置が取られた。1953年には、ネゲヴ地域のベドウィン・パレスチナ人に対し、強制的に立ち退きをさせた上で、住民不在の土地として、そのすべてを没収した。

そして、内部追放されたパレスチナ人たちが暮らしている場所が「非公認村」である。「非公認村」はイスラエル全土に見られるが、とりわけネゲヴ地域に多く、約9万人のパレスチナ系国民が40

の非公認村で公共サービスを受けられずに暮らしている。非公認村は政府によって農地または森林に分類され、住宅はそこにある不法建築物として扱われている。殊ネゲヴ地域において「ユダヤ人口多数とならない地域」の成立はイスラエルにとって明白な脅威になる

③ ユダヤ化

イスラエル社会には日常的に、露骨な、反アラブ人レイシズムが存在している。中央、地方の高官が侮蔑的な偏見発言を繰り返し行っている、それが非難されることはなく、ユダヤ人とアラブ人の交際を防ぐ団体が公に奨励されている。

ネゲヴ地域とガリラヤ地域では、パレスチナ系国民も多く存在するため、ユダヤ化政策が行われてきた。イスラエル政府は、その地域の人口がアラブ人に支配され、独立運動が起こり、最終的にその地を失うことを恐れ、その地においてユダヤ人が人口的に強力になり、新入植地を建設することを最優先に進めた。この政策は、イスラエルの政治家たちが党派を超えて追求された。そのため、政府はこの地に大量のユダヤ人を送り込むことを画策しており、この「場のユダヤ化」に、パレスチナ系イスラエル国民は直面している。

④ 差別

政府は特別なコミュニティに経済的便益や奨励策を与えるために「国家優先地域」(NPA)の指定を行った。これはイスラエルの北部と南部のユダヤ化のための長期的戦略として扱われたため、ガリラヤ地域とネゲヴ砂漠の大部分が NPA に指定された。そして、NPA に渡る国家資金はユダヤ人地域に流れ込み、パレスチナ人の排除に使われた。

2006 年にはイスラエル最高裁判所によって NPA 政策が国民を差別するものという裁定が下されるが、2009 年には政府が「国家は何らの基準に基づかずに市・町・村の一部を NPA の一部と分類して補助金を支給する全面的権限を有する」と規定する項を新経済効率法のなかに設け、問題の抜け道を用意した。そして、この制度は各 NPA に自動的に国庫補助が給付されるのではなく、各所への補助額は個々の担当大臣の「専決事項」として規則化されたため、実態としてパレスチナ人コミュニティを差別する仕組みが残った。

教育においては、パレスチナ人がユダヤ人の通う学校へ入学することが法律で禁じられているわけではないが、居住地に基づく入学登録制度と双方の社会が混合、統合教育を望まないために分離した教育システムでの教育になっている。しかし、歴代政府は差別的財政支援や予算編成によって教育差別を行ってきた。初等教育からの不平等は進学に影響し、それは雇用にも影響するため、パレスチナ人コミュニティの経済生活全体に影響を及ぼし、パレスチナ人国民を劣等的地位に押し留めている。

⑤ 処罰なき暴力

パレスチナ系国民たちは民主主義的な変革や異議申し立てを弾圧され、犯罪行為扱いされてきた。これはイスラエル建国当初に軍政が敷かれていた頃から現在に至るまで続いている。イス

ラエルの警察権力や司法制度は、パレスチナ人国民とユダヤ人で異なる扱いをしている。警察がパレスチナ人に過度な暴力を振るっても罪に問われることはなく、パレスチナ人を虐殺し懲役刑を科せられた兵士も減刑され自由の身となり、軍がデモの中でパレスチナ人を殺害したときには全閣僚一致で軍を称賛した。軍はユダヤ人のデモ隊に対しては銃器類を持たず対処するが、パレスチナ人に対しては別である。

<参考> ベン・ホワイト (2018) 『イスラエル内パレスチナ人-隔離・差別・民主主義』 脇浜義明 訳, 法政大学出版局.